

令和7年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括	2
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	5
3	一般行政職の級別職員数等の状況	8
4	職員の手当の状況	12
5	特別職の報酬等の状況	16
6	職員数の状況	17
7	公営企業職員の状況		
	(1) 高速電車事業	19
	(2) 軌道事業	24
	(3) 水道事業	29
	(4) 病院事業	33
別紙1	特殊勤務手当一覧（事務・技術）	37
別紙2	特殊勤務手当一覧（技能労務職員）	43
別紙3	特殊勤務手当一覧（水道局）	45
別紙4	特殊勤務手当一覧（病院局）	47

札幌市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 5年度の 人件費率
6年度	1,955,678人	1,229,157,420千円	4,610,028千円	175,040,048千円	14.2%	13.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

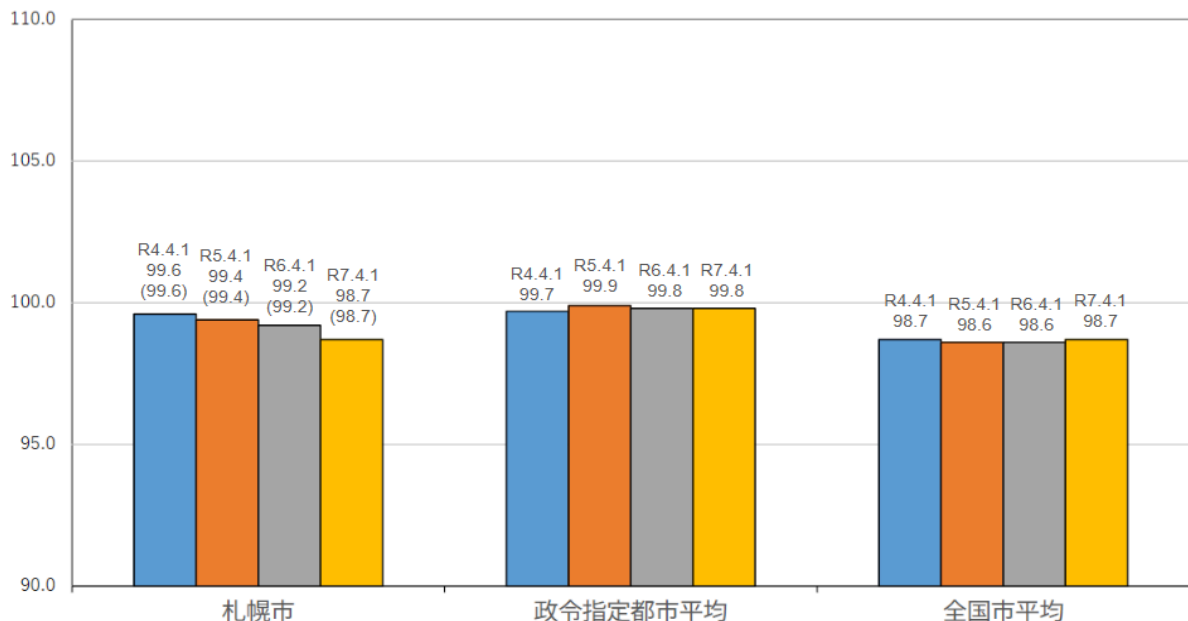
区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 指定都 市平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
6年度	人 19,647	千円 72,490,609	千円 15,690,460	千円 30,860,801	千円 119,041,870	千円 6,059	千円 6,940

※1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)		
7年度	375,449円	363,491円	11,958円 (3.29%)	3.29%	3.29%	3.62%

※ 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額である。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)		
7年度	4.66 月	4.60 月	0.06 月	0.05 月	4.65 月	4.65 月

※ 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支
給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況 について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号
近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級
の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直
しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 **未実施**]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合はその理由））

（理由） 国や他都市の動向等を注視しつつ、本市の実態に即した見直しの必要性について検
討中であるため。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 札幌市内に勤務する職員には4%、東京都特別区内に勤務する職員には20%、医師職給料表適用職員には16%を支給。

（実施時期） 札幌市内に勤務する職員について、令和7年4月1日に遡及して4%に引上げ。

（参考）

【札幌市内勤務職員】

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準	3%	3%	4%
札幌市	3%	4%	4%

【東京都特別区内勤務職員】

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準	20%	20%	20%
札幌市	20%	20%	20%

【医師職給料表適用職員】

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準	16%	16%	16%
札幌市	16%	16%	16%

③ その他の見直し内容

（実施時期） 令和7年4月1日

（内容） 国の見直し内容を踏まえて、扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	40.3歳	314,316円	395,460円	357,114円
北海道	42.4歳	327,900円	397,258円	371,498円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
指定都市平均	41.9歳	331,593円	445,629円	393,215円

イ 技能労務職

区分	札幌市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	48.6歳	1,081人	304,150円	361,110円	334,355円
うち用務員	48.8歳	314人	301,160円	331,992円	331,004円
うち学校給食員	51.7歳	71人	320,482円	346,979円	345,879円
うち清掃職員	46.4歳	456人	298,412円	375,485円	330,563円
うち自動車運転手	57.3歳	29人	321,714円	405,683円	349,705円
北海道	57.2歳	89人	328,900円	359,868円	350,856円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
指定都市平均	51.9歳	851人	315,589円	395,098円	367,343円

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
札幌市	—	—	—	—
うち用務員	運搬・清掃・包装等従事者	54.0歳	224,700円	1.48
うち学校給食員	飲食物調理従事者	49.9歳	228,300円	1.52
うち清掃職員	廃棄物処理業従業者	48.0歳	320,600円	1.17
うち自動車運転手	乗用自動車運転手	58.8歳	235,100円	1.73
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
指定都市平均	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
札幌市	—	—	—
うち用務員	5,392,856円	3,018,800円	1.79
うち学校給食員	5,736,709円	2,911,800円	1.97
うち清掃職員	5,891,291円	4,457,900円	1.32
うち自動車運転手	6,347,260円	2,982,700円	2.13

- ※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
（令和4年～令和6年の3ヶ年分）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
札幌市	42.0歳	360,513円	405,095円	397,351円
高等・各種学校	46.3歳	373,650円	425,778円	411,239円
小・中学校 幼稚園	41.7歳	359,099円	402,166円	395,767円
その他	46.0歳	405,857円	580,828円	458,659円
北海道				
高等（特殊、各種、専修）学校	46.8歳	388,300円	439,978円	—
小、中学校	45.1歳	382,400円	432,939円	—
指定都市平均				
高等（特殊、各種、専修）学校	42.7歳	371,323円	450,611円	—
小、中学校	40.2歳	357,800円	429,590円	—

- ※1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区分		札幌市	北海道	国
一般行政職	大学卒	216,200円	220,000円	220,000円
	高校卒	185,200円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	184,300円	188,000円	—
	中学卒	—	—	—
教育職（高等学校）	大学卒	246,300円	246,300円	—
教育職（小・中学校）	大学卒	246,300円	246,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,946円	353,364円	395,083円	423,128円
	高校卒	239,428円	311,591円	336,388円	383,176円
技能労務職	高校卒	237,665円	295,850円	316,622円	350,100円
	中学卒	(該当なし)※	(該当なし)※	(該当なし)※	(該当なし)※
教育職（高等学校）	大学卒	344,895円	399,819円	430,808円	444,037円
教育職（小・中学校）	大学卒	336,822円	396,296円	414,735円	428,156円

※ 当該階層及び近似の階層の職員数がいずれも3人以下のため、「該当なし」と記載

3 一般行政職の級別職員数等の状況

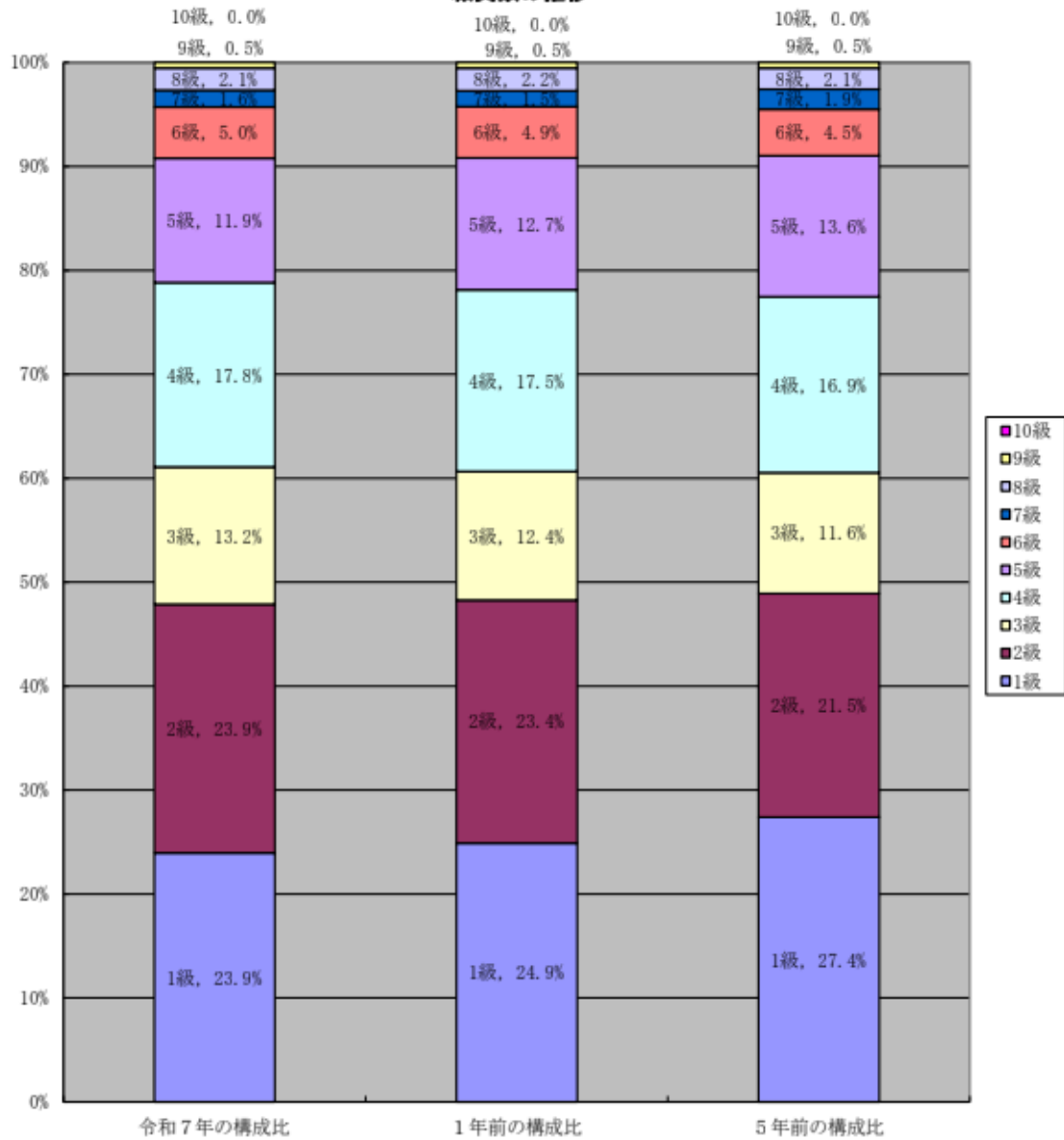
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	1,628人	23.9%	173,500円	279,000円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1,625人	23.9%	228,200円	331,300円
3級	主任の職務	899人	13.2%	249,400円	369,100円
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,207人	17.8%	268,000円	405,900円
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	812人	11.9%	283,400円	419,700円
6級	課長の職務	337人	5.0%	300,200円	443,700円
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	108人	1.6%	345,000円	474,300円
8級	部長の職務	145人	2.1%	391,000円	505,200円
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	37人	0.5%	459,400円	548,700円
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	0人	0.0%	540,200円	577,500円

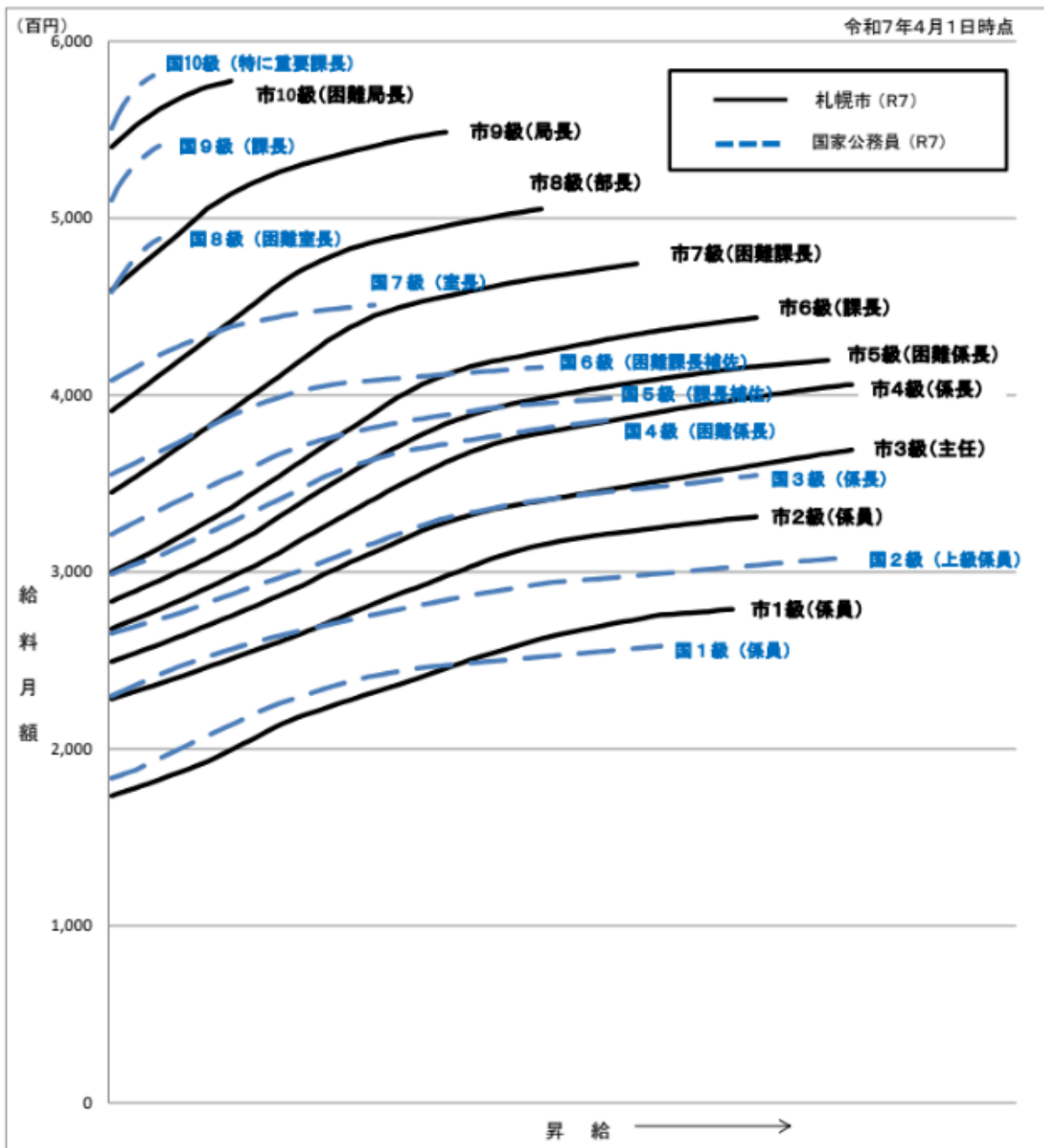
※1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の推移



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（札幌市（一般行政職））

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 職員の昇給については、人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,568千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,789千円	—
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（札幌市（一般行政職））

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 懲戒処分を受けた職員については、人事評価にかかわらず、下位を下回る成績率を適用

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

札幌市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7%		調整率	83.7%	
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	3,244千円	21,876千円			

※1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		2,510,021千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		127,270円	
支給対象地域	支給割合 （6年度）	支給対象職員数 （6年度）	国の制度 （支給割合）
札幌市内	3%	19,594人	3%
東京都特別区	20%	20人	20%
医師職	16%	31人	16%

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	820,814千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	113,169円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	36.8%
手当の種類（手当数）	23
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙1及び2	

※ 一般会計決算に基づく。

(5) 時間外勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	3,223,382千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	323千円
支給実績（5年度決算）	3,225,522千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	321千円

※1 一般会計決算に基づく。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		1,640,479千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		92,297円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
札幌市内	扶養親族を有する世帯主である職員	26,000円
	上記以外の世帯主である職員	14,500円
	その他の職員	9,800円

※1 一般会計決算に基づく。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(7) その他の手当（7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 5,000円 (2)子 12,500円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	異なる	(1)配偶者に係る手当額 (国) 3,000円 (2)子に係る手当額 (国) 11,500円 (3)父母等に係る手当額 (国) 6,500円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき5,000円を加算。	1,859,044千円	253,276円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300円～ 102,800円 (2)部長職 113,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	異なる	支給額 (国) 46,300円 ～139,300円	1,352,941千円	982,528円
通勤手当	通勤のため、片道1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。	異なる	(1)手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道2km以上 (2)自動車等使用者に対する支給額 (国) 2,000円～31,600円	1,900,081千円	104,607円
初任給調整手当	医師職給料表の適用を受ける職員に対し、医師職給料表の適用日以後の期間の区分に応じて月額46,200円～310,000円の範囲内で支給。	同じ		64,251千円	2,471,175円

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。	異なる	自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員	1,724,018千円	309,019円
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて30,000円～100,000円を支給。	同じ		5,856千円	976,000円
休日勤務手当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1時間当たりの給与額 ×135/100 ×勤務時間数	同じ		764,502千円	76,588円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1時間当たりの給与 ×25/100×勤務時間数	同じ		159,038千円	105,463円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・勤務1回につき、3,000円～18,000円を支給。	異なる	支給額 (国) 6,000円～27,000円	4,547千円	12,390円

※ 一般会計決算に基づく。

5 特別職の報酬等の状況（7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,280,000円	(参考) 指定都市における最高/最低額 1,599,000円 / 500,000円 1,285,000円 / 841,500円	
	副市長	1,030,000円		
報酬	議長	1,040,000円	1,179,000円 / 786,000円	
	副議長	950,000円	1,061,000円 / 707,000円	
	議員	860,000円	953,000円 / 648,000円	
期末手当	市長 副市長	(6年度支給割合) 3.45月分		
	議長 副議長 議員	(6年度支給割合) 3.45月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の支給額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×47/100 給料月額×在職月数×37.5/100	28,876,800円 18,540,000円	任期ごと 任期ごと
地域手当	市長 副市長	(6年度支給割合) 給料月額の3%		
寒冷地手当	市長 副市長	(6年度支給割合) 一般職と同じ		

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

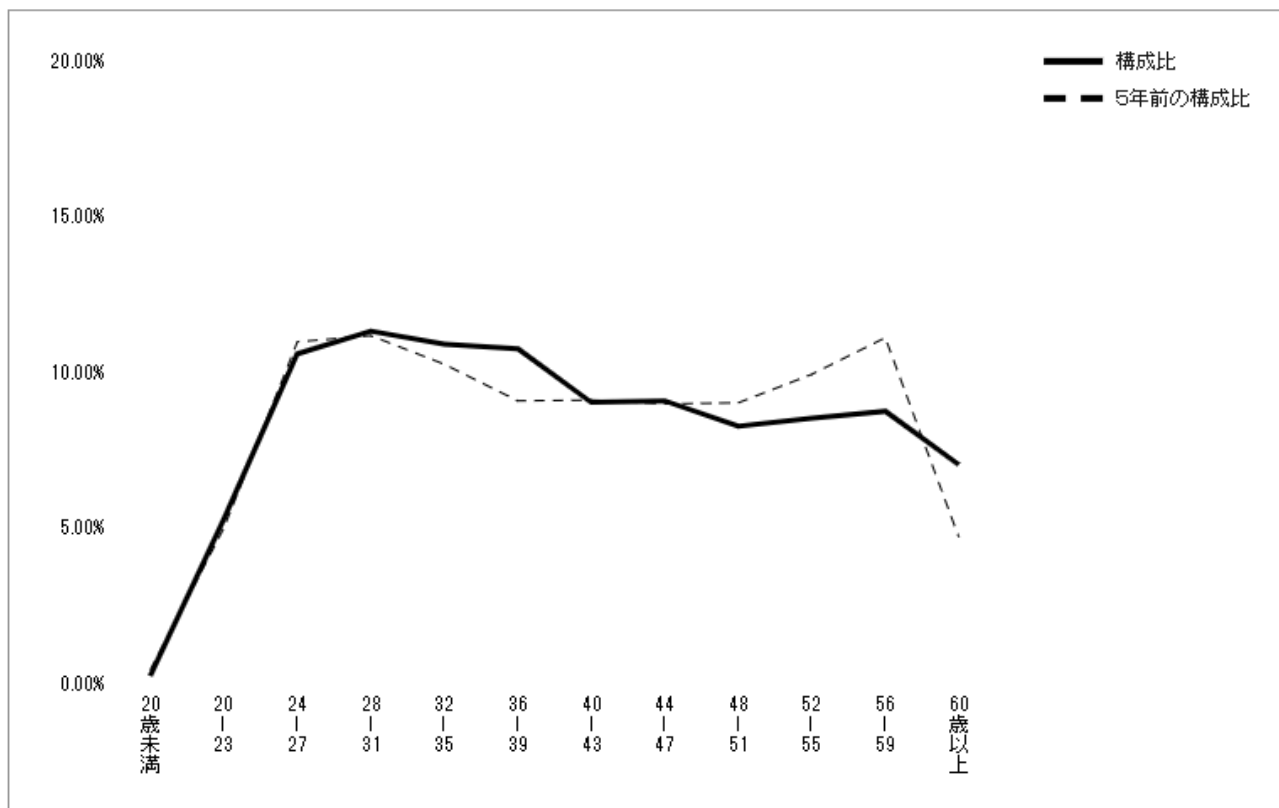
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年度	令和7年度		
普通会計部門	議会	35	35	0	[増]
	総務	1,591	1,603	12	・児童相談所の体制強化 +25
	税務	659	659	0	・組織横断的な支援調整と区の機能強化 +12
	民生	2,425	2,452	27	・生活保護世帯数の増加に伴う体制強化 +11
	衛生	1,490	1,457	▲33	・自治体の情報システム標準化に向けた体制強化 +7
	労働	12	12	0	
	農林水産	41	39	▲2	[減]
	商工	116	117	1	・新型コロナウイルス関連業務の減 ▲14
	土木	1,229	1,218	▲11	・駒岡清掃工場の運営・維持管理業務の委託化 ▲13
	計	7,598	7,592	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 38.87人 (指定都市の人口1万人当たり職員数46.75人)
普通会計部門	教育部門	10,236	10,289	53	[増] ・児童生徒数の変動及び加配定数増等に伴う増 +137 [減] ・幼稚園閉園に伴う教諭等の減 ▲23
	消防部門	1,813	1,818	5	[増] ・消防通信指令業務の共同運用に伴う体制強化 +4
	小計	19,647	19,699	52	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.86人
公営企業会計部門	病院	1,154	1,132	▲22	
	水道	632	631	▲1	[減]
	交通	588	460	▲128	・一財)札幌市交通事業振興公社派遣引き揚げ ▲8
	下水道	464	584	120	・茨戸水再生プラザ水処理総括管理業務の委託化 ▲3
	その他	584	590	6	
	小計	3,422	3,397	▲25	
合計	23,069 [22,431]	23,096 [22,545]	27 [16]	<参考> 人口1万人当たり職員数 118.25人	

※1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～45歳	46歳～49歳	50歳～53歳	54歳～55歳	60歳以上	計
職員数	63	1,227	2,449	2,618	2,521	2,487	2,090	2,102	1,914	1,973	2,024	1,628	23,096

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	7,331	7,396	7,429	7,593	7,598	7,592	261 (3.56%)
教育	10,006	10,160	10,168	10,161	10,236	10,289	283 (2.83%)
消防	1,833	1,841	1,838	1,829	1,813	1,818	▲15 (▲0.8%)
普通会計計	19,170	19,397	19,435	19,583	19,647	19,699	529 (2.76%)
公営企業会計計	3,461	3,471	3,473	3,448	3,422	3,397	▲64 (▲1.8%)
総合計	22,631	22,868	22,908	23,031	23,069	23,096	465 (2.05%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)5年度の総費用に占める職員給与費比率
6年度	38,373,183千円	10,403,413千円	4,292,502千円	11.2%	10.9%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費233,700千円を含まない。

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
6年度	人 564	千円 2,019,266	千円 1,078,633	千円 548,813	千円 3,646,712	千円 6,466	千円 7,141

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	45.8歳	314,194円	536,257円
指定都市平均	47.4歳	352,680円	598,214円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

(うち鉄軌道事業運転手)

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収額(B)	
札幌市	48.1歳	213人	304,245円	551,204円	鉄道運転従事者	41.9歳	416,000円	1.32
指定都市平均	44.9歳	—	382,396円	656,803円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
札幌市	6,614,448円	6,306,000円	1.05

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。

4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

高速電車事業		市長部局	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,436千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,568千円	
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分		（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（7年4月1日現在）

高速電車事業		市長部局	
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職加算 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 14,726千円 20,076千円		（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職加算 （割増率2～45%） 1人当たり平均支給額 3,244千円 21,876千円	

※1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		63,054千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		111,997円	
支給対象地域	支給割合 （6年度）	支給対象職員数 （6年度）	一般行政職の制度 （支給割合）
札幌市内	3%	563人	3%

(エ)特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		49,924千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		155,043円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		54.9%			
手当の種類（手当数）		2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務（正規の勤務において勤務時間ではない時間（中休）により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務）	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜（午前1時～午前5時）の全部を含む場合	45,323千円	①中休時間4時間15分超： 1,800円 ②中休時間4時間15分以下： 1,600円
			上記以外	4,601千円	③中休時間4時間15分超： 1,600円 ④中休時間時間15分以下： 1,400円
	指令所の係長職	正規の勤務時間による24時間勤務（24時間の中に休憩時間含む）		支給なし	2,000円
災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1日：1,080円

(オ)時間外勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	442,127千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	911千円
支給実績（5年度決算）	449,553千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	910千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 5,000円 (2)子 12,500円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		55,247千円	213,997円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300円～ 92,800円 (2)部長職 113,600円～ 122,700円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	同じ		20,517千円	1,139,839円
通勤手当	通勤のため、片道1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,500円～39,200円の範囲内で支給。	同じ		69,544千円	167,981円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。	同じ		45,713千円	313,462円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		32,670千円	113,307円

管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・勤務1回につき 4,000円～18,000円を支給</p>	同じ		84千円	10,500円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。(11月～3月)</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 月額 26,000円</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 月額 14,500円</p> <p>(3)その他の職員 月額 9,800円</p>	同じ		47,541千円	101,800円

(2) 軌道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員 給与費比率(B/A)	(参考) 5年度の総 費用に占める職員 給与費比率
6年度	1,501,912千円	29,744千円	101,676千円	6.8%	10.9%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費23,151千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 指定都 市一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)		
6年度	人 23	千円 88,579	千円 15,478	千円 14,191	千円 118,248	千円 5,141	千円 6,942

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 給与費については、派遣団体先負担分の給与は含まれていない。令和2年度から上下分離により、派遣職員が増加しているため、一人当たりの給与費が減少している。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	50.4歳	338,170円	428,436円
指定都市平均	49.7歳	350,842円	596,327円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

(うち鉄軌道事業運転手)

区 分	公務員				民 間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均月収額 (B)	
札幌市	63.3歳	4人	309,526円	334,319円	鉄道運転従事者	41.9歳	416,000円	0.80
指定都 市平均	49.8歳	—	342,400円	587,850円	—	—	—	—
区 分	参 考 年収ベース（試算値）の比較			C/D				
	公務員 (C)	民間 (D)						
札幌市	4,011,828円	6,306,000円	0.64					

※1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。

4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

軌道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額（6年度） 828千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,568千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	

※()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（7年4月1日現在）

軌道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
支給なし		支給なし	3,244千円		21,876千円

※1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		2,718千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		113,270円	
支給対象地域	支給割合 (6年度)	支給対象職員数 (6年度)	一般行政職の制度 (支給割合)
札幌市内	3%	24人	3%

(エ)特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）				支給なし	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）				支給なし	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）				支給なし	
手当の種類（手当数）				3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務（正規の勤務において勤務時間ではない時間（中休）により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務）	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜（午前1時～午前5時）の全部を含む場合	支給なし	①中休時間4時間15分超：1,800円 ②中休時間4時間15分以下：1,600円
			上記以外	支給なし	③中休時間4時間15分超：1,600円 ④中休時間4時間15分以下：1,400円
除雪手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	除雪業務		支給なし	230円
災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1日：1,080円

(オ)時間外勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	2,286千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	596千円
支給実績（5年度決算）	2,333千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	315千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 5,000円 (2)子 12,500円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		2,037千円	198,732円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300円～ 92,800円 (2)部長職 113,600円～ 122,700円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	同じ		支給なし	支給なし
通勤手当	通勤のため、片道1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,500円～39,200円の範囲内で支給。	同じ		661千円	495,743円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている	同じ		1,215千円	324,000円

	職員に対し、月額 27,000円を限度に支給。				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数	同じ		支給なし	支給なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・勤務1回につき 4,000円～18,000円を支給	同じ		支給なし	支給なし
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (11月～3月) (1)扶養親族を有する世帯主である職員 月額 26,000円 (2)その他の世帯主である職員 月額 14,500円 (3)その他の職員 月額 9,800円	同じ		1,712千円	106,969円

(3) 水道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
6年度	34,581,113千円	8,716,397千円	4,580,709千円	13.2%	12.5%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費588,949千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
6年度	人 617	千円 2,320,200	千円 510,342	千円 962,337	千円 3,792,879	千円 6,147	千円 6,856

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	42.7歳	332,001円	513,211円
指定都市平均	46.7歳	372,932円	571,086円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額（6年度）	1,560千円	1人当たり平均支給額（6年度）	1,568千円
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（7年4月1日現在）

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
	1,929千円	21,631千円		3,244千円	21,876千円

※1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ)地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		72,723千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		117,675円	
支給対象地域	支給割合 （6年度）	支給対象職員数 （6年度）	一般行政職の制度 （支給割合）
札幌市内	3%	618人	3%

(エ)特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	6,991千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	51,404円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	22.0%
手当の種類（手当数）	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

(オ)時間外勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	149,768千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	261千円
支給実績（5年度決算）	161,368千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	283千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当(7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 5,000円 (2)子 12,500円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		62,568千円	233,828円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300円～ 102,800円 (2)部長職 113,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	同じ		31,817千円	1,136,336円
通勤手当	通勤のため、片道1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。	同じ		66,402千円	151,517円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。	同じ		59,384千円	310,775円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額=1時間当たりの給与額	同じ		7,237千円	167,971円

	×25/100×勤務時間数				
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・勤務1回につき4,000円～18,000円を支給</p>	同じ		支給なし	支給なし
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額130,000円</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 年額 72,500円</p> <p>(3)その他の職員 年額 49,000円</p>	同じ		54,986千円	47,442円

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)5年度の総費用に占める職員給与費比率
6年度	27,406,994千円	▲2,053,725千円	12,748,591千円	46.5%	47.1%

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
6年度	人 1,115	千円 4,243,801	千円 2,704,057	千円 1,862,604	千円 8,810,463	千円 7,901	千円 7,644

※1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局（医師）	45.2歳	583,866円	1,457,432円
札幌市病院局（看護師）	38.5歳	304,776円	528,449円
札幌市病院局（事務職）	41.2歳	342,060円	561,568円
指定都市平均（医師）	41.7歳	571,387円	1,411,419円
指定都市平均（看護師）	38.9歳	314,470円	516,944円
指定都市平均（事務職）	49.2歳	386,978円	612,327円

※1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ウ 職員の手当の状況

(ア)期末手当・勤勉手当

病院事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(6年度)	1,728千円	1人当たり平均支給額(6年度)	1,568千円
(6年度支給割合)		(6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50月分	2.10月分	2.50月分	2.10月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当（7年4月1日現在）

病院事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職加 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 2,159千円			1人当たり平均支給額 3,244千円		
			21,876千円		

※1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(ウ)地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		264,821千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		221,314円	
支給対象地域	支給割合 (6年度)	支給対象職員数 (6年度)	一般行政職の制度 (支給割合)
札幌市内（医師）	16%	168人	16%
札幌市内（医師以外）	3%	988人	3%

(エ)特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	312,779千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	319,488円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	87.8%
手当の種類（手当数）	9
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

(オ)時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	880,273千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	834千円
支給実績（5年度決算）	860,397千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	808千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 5,000円 (2)子 12,500円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		93,587千円	255,005円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 85,700円～ 102,800円 (2)部長職 112,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	同じ		91,106千円	1,339,782円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,500円～39,200円の範囲内で支給。	同じ		84,150千円	94,987円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。	同じ		124,035千円	291,162円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		108,664千円	151,978円

管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・勤務1回につき 4,000円～18,000円を支給	同じ		19,027千円	487,872円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給（3月から11月まで）。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 月額 26,000円 (2)その他の世帯主である職員 月額 14,500円 (3)その他の職員 月額 9,800円	同じ		92,494千円	84,252円
初任給調整手当	企業職給料表（医師職）の適用を受ける職員に対し、企業職給料表（医師職）の適用日以後の期間の区分に応じて86,300円～310,800円の範囲内で支給。	同じ		530,462千円	3,066,251円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき支給。 (1)医師又は歯科医師 21,000円。ただし、勤務時間が5時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務1回につき10,500円 (2)薬剤師、看護師、准看護師、衛生検査技師、臨床検査技師、診療エックス線技師及び診療放射線技師6,100円。ただし、勤務時間が5時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務1回につき3,050円	同じ		33,672千円	362,057円

(別紙1)

札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

令和7年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (6年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	84千円	1日	240円	
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者		1日	240円	
		(3) 建設局土木部、みどりの推進部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、建設局土木部長又はみどりの推進部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員		1日	200円	
		(5) ヒグマの捕獲、処分又は痕跡調査その他これらに類する作業のうち特に危険性があると認められるものに従事した職員(環境都市推進部長が指定する者に限る。)		1回	380円	
2	動物取扱業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	1,979千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者		1日	260円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	2,212千円	1日	300円	
		(2) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理等作業手当	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者	985千円	1日	290円	
		(2) 事業推進部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として事業推進部長が指定するものに従事した者		1日	170円	
5	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	1,671千円	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	

		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき北海道知事が命じる検査、同条第6項の規定に基づき北海道知事が行う業務若しくは同法第51条第1項の規定に基づき家畜防疫官若しくは家畜防疫員が行う業務に協力するために、これらの検査若しくは業務を行う者に同行して行う作業、同法第58条第5項の規定に基づく評価人としての作業又はこれらに準ずる作業で農政部長が指定するものに従事した職員		1日	290円	
		(4) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者		1月	1,700円	
		(5) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事した者		1日	3,000円 ~4,000円	
6	有害物取扱業務手当	(1) 子ども発達支援総合センター、保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健福祉部長、保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者	2,555千円	1日	270円	
		(2) 環境事業部又は事業推進部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者		1月	1,900円	
7	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	17千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員		1日	100円	
8	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者 イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者 ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者 エ 上記以外の者	220,380千円	1回	140円	第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中においてヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1時間につき1,800円とする。
		(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者及び救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員 ア 救急救命士の資格を有する者 イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。) ウ 自動車の運転業務に従事した者 エ 上記以外の者		1回	130円	
				1回	50円	
				1回	40円	
				1回	30円	
		(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者及び火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員 ア 自動車の運転業務に従事した者 イ 上記以外の者		1回	50円	
				1回	40円	

		(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員		1回	100円	
		(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員		搭乗 1時間	1,200円	
		(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員		1日	2,600円	
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員		1日	250円	
		(8) 正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員		1回	1,100円	
9	ヘリコプター従事者手当	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員 ア 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者 イ 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者 ウ 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者 エ 飛行時間1,000時間未満の経験を有する者	9,523千円			
				1月	101,000円	
				1月	91,000円	
				1月	78,000円	
				1月	49,000円	
		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員 ア 1等航空整備士の資格を有する者 イ 2等航空整備士の資格を有する者 ウ 上記以外の者				
				1月	47,000円	
				1月	37,000円	
				1月	11,000円	
10	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	41,261千円	1日	300円	
		(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務又は下水道使用料の算定のための地下揚水の検針業務で経営管理部長が指定するものに従事した職員及び勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員		1日	140円	
		(3) 納税指導課に所属する職員(滞納整理事務に従事する者のうち、税政部長が指定する者に限る。)又は市税事務所、区保険年金課若しくは財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者		1月	4,000円	

11	福祉業務等 手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、ひまわり整肢園、あかしあ学園、子ども心身医療センター、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員（13の項第2号に掲げる者を除く。）のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	139,050千円	1日	390円	
		(2) 障がい者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	310円	
		(3) 区保育・子育て支援センター又は認定こども園にじいろに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者		1日	200円	
		(4) 区保育・子育て支援センター、認定こども園にじいろ又は健康・子ども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長又は保健福祉部長が指定するものに従事した者		1日	180円	
		(5) 児童相談所地域連携課、家庭支援課、相談判定一課又は相談判定二課に所属する職員のうち、児童の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	1,000円	
		(6) 保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三課、保護四課又は区保護課に所属する職員のうち、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務又は来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者		1日	310円	
		(7) 障がい保健福祉部、保健所又は保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者		1日	310円	
		(8) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者		1日	310円	
12	夜間特殊業務 手当	(1) 児童心理治療課、自閉症児支援課又は家庭支援課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者 ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。 ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	4,579千円			
				1回	1,440円	
				1回	860円	
13	児童精神支援等業務 手当	(1) 児童心理治療センター又は自閉症児支援センターに入所している児童の支援等の業務を主たる職務とする職員	21,039千円	1月	41,400円	
		(2) 子ども心身医療センターに勤務する職員のうち、精神疾患を有する児童の支援等の業務を主たる職務とする者		1月	20,700円	
14	発掘調査業務 手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	51千円	1日	270円	
15	取締交渉等 業務手当	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者	1,764千円	1日	130円	

		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円	
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者		1月	1,400円	
		(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監理員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として建設局総務部長が指定する者		1月	1,400円	
16	災害緊急援助等業務手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	146千円	1日	4,000円	※
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員		1日	1,080円	
17	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教育職員	130千円	1日	290円 ～350円	
18	兼務手当	昼間(夜間)における授業又はその補助の業務を本務とする教育職員	314千円	1時間	2,800円	
19	教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等における緊急の業務	278,133千円	1日	7,500円 ～8,000円 ※甚大災害16,000円	
		修学旅行その他の学校が計画し、及び実施する行事において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの			5,100円	
		教育委員会が定める競技会等において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの			5,100円	
		学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童等の指導の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは当該半日勤務時間を割り振られた日に行うもの			2,700円	
20	教育業務連絡指導手当	小学校の教務主任又は学年主任	51,166千円	1日	200円	
		中学校の教務主任、学年主任又は生徒指導主事				
		高等学校の教務主任、学年主任、学科主任、生徒指導主事又は進路指導主事				
		中等教育学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事又は進路指導主事				
		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整並びに指導及び助言の業務に従事したもの				

		特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教務主任、学年主任又は生徒指導主事 高等部の学科主任又は進路指導主事					
21	夜間中学勤務手当	校長又は教頭	夜間において授業を行う中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師のうち、本務として当該中学校に就く業務に従事したもの	4,196千円	1日	1,100円	
		主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師				1,300円	

※ 第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円(現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると警防部長が認める場合にあつては、4,000円)を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額と、第2号に掲げる職員のうち、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。)に対処するため同号の業務に引き続き5日を下らない範囲内において市長が定める期間以上従事した者については1日につき1,080円に1,080円を超えない範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

(別紙2)

札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

令和7年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (6年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険作業 手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	700千円	1日	240円	
		(2) 建設局土木部、みどりの推進部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
		(3) ヒグマの捕獲、処分又は痕跡調査その他これらに類する作業のうち特に危険性があると認められるものに従事した職員(環境都市推進部長が指定する者に限る。)		1回	380円	
2	動物取扱業務 手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	238千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作業手 当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	31,929千円	1日	400円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業、排水の処理作業又は搬入指導作業に従事した者		1日	300円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業に従事した者		1日	170円	
		(4) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理等作 業手当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	4,992千円	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者		1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者		1日	290円	
5	斎場等業務手 当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者	401千円	1日	290円	
6	感染症予防等 作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	支給なし	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
		(3) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事した者		1日	3,000円 ～4,000 円	
7	放射線取扱業	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する	支給なし	1日	100円	

	務手当	業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員				
8	整備作業手当	環境事業部業務課、車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	350千円	1日	210円	
9	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、ひまわり整肢園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	2千円	1日	390円	
		(2) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者		1日	90円	
10	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者 ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。 ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	9,150千円	1回	1,340円	
				1回	650円	
				1回	520円	
				(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者 ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。 イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。 ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		
				1回	730円	
				1回	410円	
11	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	1,080円	

(別紙3)

水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

令和7年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (6年度決算)	手当額	
				単位	金額
1	危険作業 手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、 常時水質検査に従事する者	416千円	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、 河川の採水調査業務に従事した者	26千円	1日	220円
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安 定な高所で配水管の新設若しくは維持 管理若しくは受水槽に附帯する給水装 置のしゅん工検査に従事した職員	支給なし	1回	100円
2	徴収等業 務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の 料金若しくは工事費又は下水道使用料 (以下この項において「水道料金等」と いう。)の収納事務に従事した職員	1,395千円	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事し た職員のうち総務部長が指定する者	375千円	1日	200円
3	施設等維 持特別手 当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣 悪な環境の中で行う作業に従事した職 員	支給なし	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品 溶解若しくはこれらに類する業務又は 河川の採水調査業務に従事した者	17千円	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿 池等の排でい作業に従事した者	38千円	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄 水場及び配水センターに勤務する職員 のうち、管理室における維持管理作業 に従事した者 ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時 までの間をいう。以下同じ。)の全 部に勤務した場合 3,284千円 1回 1,300円 イ アの場合を除き、午後4時45分か ら翌日の午前9時15分までの間に3 時間30分以上勤務した場合 1千円 1回 650円 ウ 午前8時45分から午後5時15分ま での間に3時間30分以上勤務した場合 1,094千円 1回 400円			
		(5) 定山溪浄水場に勤務する職員のうち、 管理室において1人で維持管理作業 に従事した者 ア 深夜の全部に勤務した場合 153千円 1回 420円 イ アの場合を除き、午後4時45分か ら翌日の午前9時15分までの間に3 時間30分以上勤務した場合 支給なし 1回 210円			

		(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	支給なし	1回	1,300円
4	緊急出勤手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。) ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。) イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。) ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合 エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	84千円 27千円 63千円 18千円	1回 1回 1回 1回	1,200円 1,500円 1,500円 1,800円
5	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員	支給なし	1日	1,080円
6	交渉等業務手当	権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	支給なし	1月	2,400円

(別紙4)

病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

令和7年4月1現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (6年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	死体解剖補助手当	死体の解剖の補助の業務に従事した職員(医師を除く。)	56千円	1日	2,500円	
2	感染症予防等作業手当	(1) 看護師等(助産師、看護師、准看護師及びこれらに準ずると管理者が認める職員をいう。以下同じ。)及び看護補助員のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症又は管理者が指定する感染性の疾患に罹患した者の看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者	支給なし	1日	290円	
		(2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち管理者が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって管理者が別に定めるものに従事した者		1日	3,000円 ~4,000円	
3	有害物取扱業務手当	細菌検査又は試験検査として管理者が指定するものに従事した職員	2,219千円	1日	270円	
4	放射線取扱業務手当	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	3,257千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として管理者が指定するものに従事した職員	670千円	1日	100円	
5	夜間診療等業務手当	(1) 救命救急センターに所属する医師のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務として診療等の業務に従事した者	3,962千円	1回	7,000円	
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。				
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。				
	ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	支給なし	1回	4,000円		

	<p>(2) 放射線部、検査部若しくは薬剤部に所属する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。</p> <p>ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。</p> <p>エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。</p>	<p>8,853千円</p> <p>支給なし</p> <p>支給なし</p> <p>支給なし</p>	<p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p>	<p>6,800円</p> <p>3,300円</p> <p>2,900円</p> <p>2,000円</p>	
	<p>(3) 看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者</p> <p>ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。</p> <p>イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。</p> <p>ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。</p> <p>エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。</p>	<p>138,803千円</p> <p>76,659千円</p> <p>68,081千円</p> <p>支給なし</p>	<p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p> <p>1回</p>	<p>7,600円</p> <p>3,700円</p> <p>3,200円</p> <p>2,200円</p>	
	<p>(4) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者</p>	<p>199千円</p>	<p>1回</p>	<p>5,000円</p>	

		(5) 看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者	130千円	1回	1,240円	
6	精神病棟看護等業務手当	看護師等及び看護補助員のうち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者	5,241千円	1月	20,700円	
7	看護職員等処遇改善手当	看護師等、歯科衛生士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、栄養士、視能訓練士及び看護助手のうち看護等の業務として管理者が指定するものに従事した者	81,181千円	1月	8,500円	
8	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	1,080円	
9	ハイリスク分業務手当	基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)別表第七に掲げるハイリスク分娩管理加算の対象患者の分娩に係る業務に従事した医師	9,510千円	1回	15,000円	多胎分娩の場合は、1回とみなす。